



茨城県報

第 167 号

令和 2 年 (2020 年) 12 月 28 日

月 曜 日

目 次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ●茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) | 2 |
| 告 示 | |
| ●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (3 件) (障害福祉課) | 5 |
| ●指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課) | 5 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (障害福祉課) | 6 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (2 件) (障害福祉課) | 6 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (障害福祉課) | 7 |
| ●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) | 7 |
| ●茨城県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令の要件等に該当することの公表 (漁政課) | 9 |
| ●定款変更の認可 (農村計画課) | 9 |
| ●道路の供用の開始 (道路維持課) | 9 |
| ●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) | 10 |
| ●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) | 10 |
| ●指定代理納付者の指定 (会計課) | 10 |
| (教 育 委 員 会) | |
| ●茨城県指定有形文化財の追加指定等 | 11 |
| 公 告 | |
| ●茨城県県土利用の調整に関する基本要綱の一部改正 (地域振興課) | 12 |
| ●開発行為の工事完了 (建築指導課) | 13 |
| ●道路の位置の変更指定 (建築指導課) | 13 |
| ●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正 (建築指導課) | 14 |
| ●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正 (建築指導課) | 14 |
| ●落札者等の公示 (会計管理課) | 15 |
| ●入札公告 (ミュージアムパーク茨城県自然博物館) | 15 |
| 規 程 | |
| (企 業 局) | |
| ●茨城県水道条例施行規程の一部を改正する規程 | 20 |
| ●茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程 | 20 |

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 (4 件)20

規 則

茨城県規則第82号

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年12月28日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県調理師法施行細則 (昭和37年茨城県規則第24号) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第11号

茨城県水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 28 日

茨城県公営企業管理者 澤 田 勝

茨城県水道条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県水道条例施行規程 (昭和 57 年 4 月 1 日茨城県企業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号, 様式第 3 号及び様式第 6 号中「印」を削る。

付 則

この規程は, 公布の日から施行する。

茨城県企業管理規程第12号

茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 28 日

茨城県公営企業管理者 澤 田 勝

茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県工業用水道条例施行規程 (昭和 42 年茨城県企業管理規程第 19 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号 (表) 中「氏名印.....④」を「氏名.....」に改め, 様式第 3 号, 様式第 5 号, 様式第 7 号, 様式第 8 号, 様式第 9 号, 様式第 11 号, 様式第 12 号, 様式第 13 号及び様式第 15 号中「印」及び「④」を削る。

付 則

この規程は, 公布の日から施行する。

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号

茨城県海面におけるひらめ, かれい類, すずき, あいなめ等の採捕を目的とするはえなわ漁業について, 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 2 年 12 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大 川 雅 登

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において, はえなわ漁業を操業しようとする者は, 使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の承認を受けなければならない。ただし, 試験研究又は実習を

目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満 (無動力漁船及び総トン数 3 トン未満の動力漁船を除く。) であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前年、茨城県海面において当該漁業の操業の実績を有する者

(2) 委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地 (北緯 35 度 57 分 14.79 秒, 東経 140 度 39 分 45.89 秒) から真方位 60 度の線以南の海面においては、12 月 15 日から翌年 3 月 15 日までは操業してはならない。

(2) 操業禁止区域

① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線 20 メートル以浅の海面においては操業してはならない。

② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間海面における、等深線 10 メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。(茨城県内に住所を有する者の場合)

高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。(茨城県より北に住所を有する者の場合)

鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地 (北緯 35 度 57 分 14.79 秒, 東経 140 度 39 分 45.89 秒) から真方位 60 度の線以北の海面においては操業してはならない。(茨城県より南に住所を有する者の場合)

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の 2 月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

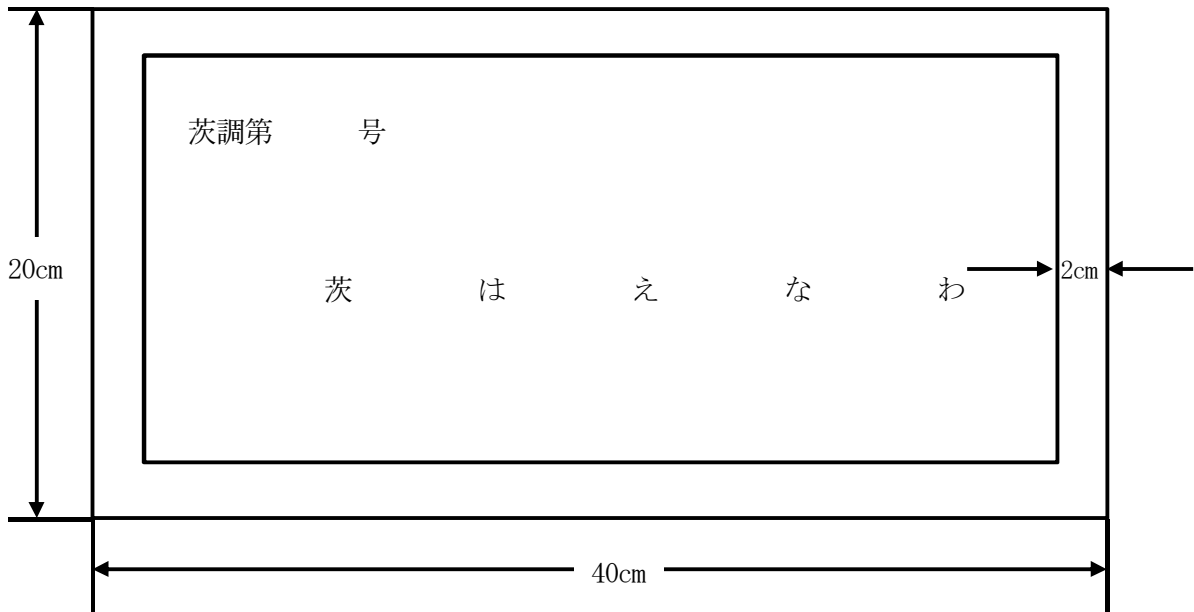
(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、令和 3 年 3 月 16 日から令和 4 年 3 月 15 日までとする。

(取扱の細目)

7 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、はえなわ漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字, 枠とも黒色

は え な わ 漁 業 委 員 会 指 示 取 扱 要 領

令和 2 年 12 月 28 日 付 け 茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 2 号 に よ る は え な わ 漁 業 の 委 員 会 指 示 に 関 す る 取 扱 要 領 は、
次 の と お り と す る。

(申請書の提出)

- 1 はえなわ漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と副申書(その他、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書)を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3) 前年の水揚げ実績を証する書面(委員会指示 4 に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和 3 年 2 月末日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第 4 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

はえなわ漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

㊟

はえなわ漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第 3 号

| | |
|-----------------------|--|
| 茨調第 号 | |
| は え な わ 漁 業 操 業 承 認 証 | |
| 住 所 | |
| 氏名又は名称 | |
| 船 名 | |
| 漁船登録番号 | |
| 総 ト ン 数 | |
| 推進機関の種類 及び馬力数 | |
| 承認有効期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 制限又は条件 | <p>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位 60 度の線以南の海面においては、12 月 15 日から 3 月 15 日までは操業してはならない。</p> <p>(2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における等深線 20 メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間海面における、等深線 10 メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先共同漁業権漁場内については、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。(茨城県内に住所を有する者の場合)</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。(茨城県より北に住所を有する者の場合)</p> <p>(3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯 35 度 57 分 14.79 秒, 東経 140 度 39 分 45.89 秒) から真方位 60 度の線以北の海面においては操業してはならない。(茨城県より南に住所を有する者の場合)</p> <p>(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。</p> |
| 令和 年 月 日 | |
| 茨城海区漁業調整委員会 | |
| 会 長 大 川 雅 登 | |

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所
氏名又は名称



はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証 (承認番号) の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

先に交付を受けた承認証 (承認番号) を亡失 (き損) したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失 (き損) の理由

様式第 6 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所
氏名又は名称

印

はえなわ漁獲実績報告書

| | | | | | | | |
|----|--|------|--|------|--|------|----------------|
| 船名 | | 登録番号 | | 総トン数 | | 操業期間 | 月 日から 月 日まで |
|----|--|------|--|------|--|------|----------------|

操 業 状 況

| 操業日数 | 漁 獲 量 | | | | | | | 金額 | 備考 |
|------|-------|------|-----|------|----|-----|----|----|----|
| | ひらめ | かれい類 | すずき | あいなめ | | その他 | 計 | | |
| 月分 | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | 千円 | |
| 日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

注 茨城県海面における操業について、1 月分から 12 月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。